

# 品川区高齢者住宅生活支援サービス事業実施要綱

制定 平成30年3月29日区長決定 要綱 第86号  
改正 令和2年4月1日 部長決定 要綱 第27号  
改正 令和3年3月30日 部長決定 要綱 第88号  
改正 令和4年4月1日 区長決定 要綱 第148号

## (目的)

第1条 この要綱は、住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保に関する支援および見守り等の生活支援を一体的に提供するために必要な事項を定めることにより、当該高齢者の生活の安定を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の一人暮らしまたは同居者が全員65歳以上の世帯の者をいう。
- (2) 受託者 品川区高齢者住宅生活支援サービス事業（以下「本事業」という。）の委託を受ける者をいう。
- (3) 協力店等 転居を希望する高齢者世帯に提供する民間賃貸住宅の管理業務または仲介業務を実施する不動産事業者およびその民間賃貸住宅の家主をいう。

## (資格要件)

第3条 本事業の適用者（以下「事業適用者」という。）は、次に掲げる要件を備えている高齢者とする。

- (1) 居住する住宅について、次のいずれかの事由に該当すること。
  - ア 賃貸住宅に居住し、立ち退き要求を受けていること。
  - イ 保安上危険または保健衛生上劣悪な状態にある賃貸住宅に居住していること。
  - ウ 保証人がいない等の理由で住宅賃貸借契約の更新を拒否されていること。
  - エ 家賃が高い等の理由で住宅賃貸借契約の継続が困難であること。
  - オ 老朽化した自己所有の家を取り壊す必要があること。
- (2) 申請者および同居者全員が区内に引き続き2年以上住所を有すること。
- (3) 健康で独立して日常生活を営むことができ、自炊できること。

- (4) 申請者および同居者の中に公的住宅の名義人がいないこと。
- (5) 申請者および同居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていないこと。

#### （申請および決定）

第4条 本事業を利用しようとする者は、品川区高齢者住宅生活支援サービス事業利用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請を受けたときは、申請内容の審査を行い、品川区高齢者住宅生活支援サービス事業決定（却下）通知書（第2号様式）を申請者に通知しなければならない。

#### （事業内容）

第5条 受託者は、民間賃貸住宅の家主および不動産事業者が高齢者の入居に安心感を持ち、住宅に困窮する当該高齢者の民間賃貸住宅への居住を容易とするため、次に規定するサービスを提供するものとする。

- (1) 転居支援 立退き等により転居の必要がある事業適用者に対し、賃貸契約による民間賃貸住宅への転居に際し必要となる諸手続における支援を行う。
- (2) 加入手続 事業適用者に対し、品川区高齢者救急代理通報システム事業実施要綱（令和4年品川区要綱第58号）に基づく救急代理通報システムの利用に係る申請手続を行う。
- (3) 安否確認 転居した事業適用者に対し、当該事業適用者の自立度および健康状態に応じた頻度の安否確認を行うとともに、家主に対し、当該事業適用者の安否についての情報等を共有する。
- (4) 生活相談 転居した事業適用者および家主から日常生活の困りごとの相談を受け、その解決のための支援を行う。
- (5) 緊急対応 事業適用者の健康状態の急変等の生命にかかる緊急対応が必要な場合において、当該事業適用者の緊急連絡先となり、関係機関との連絡・調整等を行う。
- (6) 家財撤去 事業適用者の退去時において、速やかに家財等の室内残置物の撤去を行う。

2 事業適用者が葬儀等を希望する場合は、受託者は別途当該事業適用者との間で具体的な内容を取り決め、実施することとする。

#### （事業の委託）

第6条 本事業は、社会福祉法人品川区社会福祉協議会に委託をして行う。

#### （区長の役割）

第7条 区長は、事業適用者を決定したときは、当該事業適用者の意向を確認し、サービスの提供を希望する場合は受託者へ速やかに通知するものとす

る。

- 2 区長は、受託者および事業者等と連携し、本事業の推進を図るものとする。
- 3 区長は、国および東京都ならびに区の住宅施策および福祉施策等のうち、事業適用者の転居支援および生活支援に資するものを掌握し、本事業との連携を図るものとする。
- 4 区長は、日常生活の困りごとや緊急対応等において、受託者のみで支援が不足する場合は、当該受託者と連携し対応するものとする。

#### (受託者の役割)

第8条 受託者は、区長から本事業適用者の通知があった場合は、速やかに事業適用者と面接し事業内容の説明を行い、サービスの提供に必要な事務手続きを行う。

- 2 受託者は、事業適用者が利用するサービスの契約状況等の把握に努め、その契約状況等について家主、事業者等と情報等の共有を行う。
- 3 受託者は、事業適用者が民間賃貸住宅に転居した後の状況の変化等について家主、協力店等から報告を受け、新たなサービスが必要であると判断した場合には、事業適用者に対して、その状況に応じたサービスの計画の提案および作成を行う。
- 4 受託者は、連絡会議を定期的に開催し、情報等の共有や課題解決に向けた検討を行うなど、事業の適正な運営および改善に努める。
- 5 受託者は、本事業の円滑な運営を図るため、事業適用者、協力店等からの相談に適切に対処するとともに、本事業の対象となり得る者、協力店等に対して、本事業の目的および事業内容の周知を図る。

#### (契約等締結)

第9条 第5条に規定するサービスを実施するために、区長および受託者は事業適用者との間においてサービス契約を締結する。

- 2 区長および受託者と事業適用者がサービス契約を締結するにあたり、第5条各号に規定するサービスのうち、同項第2号から第6号までに規定するサービスについては基本の契約事項とする。

#### (事業適用者からの費用の徴収)

第10条 区長は、事業適用者に対して有償で第5条に規定する事業を実施することとする。

- 2 事業適用者が第5条（第3号を除く。）に規定する事業を利用する際に負担する金額は、別表のとおりとする。

#### (事業の報告)

第11条 受託者は、本事業の月間の実施状況について、毎月月末に実施報告

書を区長へ提出しなければならない。

- 2 受託者は、本事業の年間の実施状況について、毎事業年度終了後、業務報告書を区長へ提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、区長は、本事業の実施状況の把握のため、必要があるときは、受託者に報告を命じることができる。

(秘密の保持義務および個人情報の保護)

第12条 区長は本事業を実施するにあたり、個人情報の取扱いに関して当該事業適用者から文書により同意を得なければならない。

- 2 受託者および事業者等は、本事業を実施するにあたっては、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）の規定に基づき個人情報の保護を図るものとする。
- 3 本事業を実施するにあたり、受託者は事業者等との間において個人情報保護に係る確認を別途行うこととする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、公布の日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第10条関係）

事業内容	事業適用者が負担する金額		備考
加入手続	住民税非課税の場合	300円	品川区高齢者緊急代理通報システム利用手続としての利用料金とする。
	住民税課税の場合	1,000円	
安否確認	4,800円		2年間の額。ただし、2年間以外の場合は、200円×月数とする。
生活相談			
緊急対応			
家財撤去	単身1K	150,000円	預託金とする。
	単身1DK	170,000円	
	単身2DK～	190,000円	
	2人以上1K	160,000円	
	2人以上1DK	180,000円	
	2人以上2DK～	200,000円	

品川区高齢者住宅生活支援サービス事業  
利用申請書

品川区長 あて

品川区高齢者住宅生活支援サービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条に定めるサービスの利用に関して、要綱第4条の規定に基づき申請します。  
なお、本件申請に関し、次の事項について同意します。

- 1 決定を受けた際は、要綱第9条の規定に基づき、品川区および社会福祉法人品川区社会福祉協議会とサービス利用契約を締結すること。
- 2 サービス利用にあたっては、要綱別表およびサービス利用契約に定める利用負担額の支払いを行うこと。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

第2号様式（第4条関係）

品川区高齢者住宅生活支援サービス事業

事業対象者決定（却下）通知書

年　月　日

様

品川区長　印

年　月　日に利用申請のありました品川区高齢者住宅生活支援サービス事業について、下記のとおり事業対象者として、決定（却下）したので通知します。

記

決定

事業対象者：

注意事項：事業対象者は利用契約を締結するまでは、サービスの利用はできません。また、利用料および預託金の支払いについては受託者（品川区社会福祉協議会）より連絡があります。

却下

理由：

問い合わせ　品川区福祉部高齢者地域支援課高齢者住宅担当

電話　5742-6735